

|      |                          |
|------|--------------------------|
| タイトル | 規約                       |
| 著者   |                          |
| 引用   | 北海学園大学大学院経済学研究科 研究年報(16) |
| 発行日  | 2016-03-31               |

## 『北海学園大学大学院経済学研究科研究年報』規約

### 第1条（発行主体）

『北海学園大学大学院経済学研究科研究年報』（以下、研究年報）は、北海学園大学大学院経済学研究科（以下、経済学研究科）の名において発行される。

### 第2条（発行責任）

研究年報の発行責任は研究年報編集委員会が負う。研究年報編集委員は発行年度の経済学研究科教務委員とする。また、研究年報編集委員長は経済学研究科長とする。

### 第3条（発行回数）

研究年報は、原則として年1回、発行する。

### 第4条（掲載資格者）

第1項 研究年報の掲載資格者は、単著については次のとおりとする。

- (1) 経済学研究科修士課程及び博士（後期）課程に在学する大学院生。
- (2) 経済学研究科修士課程及び博士（後期）課程を修了した者。（博士（後期）課程単位取得満期退学者を含む。）
- (3) その他、研究年報編集委員会が経済学研究科委員会の承認を経て掲載を認めた者。

第2項 共著の掲載については、前項1号に該当する者が少なくとも共著者の一人であることを要件とする。

### 第5条（掲載内容）

研究年報の掲載内容は、次のものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 資料
- (4) 翻訳
- (5) その他

### 第6条（著作権）

第1項 研究年報に掲載された論文などの著作権（著作財産権，Copyright）は、経済学研究科に帰属する。

第2項 ただし、研究年報に記載された論文などの執筆者が、その論文などをもとにした著作・論文集を刊行する場合、経済学研究科は無条件でこれを認める。この場合、執筆者は経済学研究科について許可を求める必要はないものとする。

### 附 則

この規約は、平成21年7月1日から施行する。